# 令和5年度

財政健全化 新庄市 審査意見書 経営健全化

新庄市監查委員

新庄市長 山科 朝則 様

新庄市監查委員 須田 泰博

新庄市監査委員 小野 周一

令和5年度新庄市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

記

- 1. 令和5年度財政健全化審査意見書
- 2. 令和5年度経営健全化審査意見書

# 令和5年度財政健全化審査意見書

## 1. 審査の種類

健全化判断比率審査(法第3条第1項の規定による審査)

# 2. 審査の対象

令和5年度新庄市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 3. 審査の期間

令和6年8月19日から令和6年8月23日まで

#### 4. 審査の方法

審査にあたっては「新庄市監査基準」に準拠し、市長から提出された健全化判断比率 及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを審 査の着眼点として実施した。

## 5. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、 いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
(1) 実質赤字比率	_	_	13.34
(2) 連結実質赤字比率	_	_	18.34
(3) 実質公債費比率	7. 1	7. 1	25.0
(4) 将来負担比率	_	2. 0	350.0

<sup>※「</sup>一」は、当該比率が生じていないことを表す。

## 6. 審查意見

- (1) 実質赤字比率は、実質収支が黒字であり健全な状態にあると認められる。
- (2) 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であり健全な状態にあると認められる。
- (3) 実質公債費比率は7.1%であり、早期健全化基準である25.0%を下回り良好である。 なお、前年度と同じ比率となっている。
- (4) 将来負担比率は、早期健全化基準である 350.0%を下回り良好である。なお、前年度と比較すると 2.0 ポイント改善している。

# 令和5年度経営健全化審査意見書

# 1. 審査の種類

資金不足比率審査(法第22条第1項の規定による審査)

# 2. 審査の対象

令和5年度公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 3. 審査の期間

令和6年8月19日から令和6年8月23日まで

## 4. 審査の概要

審査にあたっては「新庄市監査基準」に準拠し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを審査の着眼点として実施した。

# 5. 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、 いずれも適正に作成されているものと認められる。

# 令和5年度公営企業の資金不足比率

公営企業会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
水道事業会計	_	20.0
下水道事業会計	_	20.0

<sup>※「</sup>一」は資金不足額がないため、当該比率が生じていないことを表す。

## 6. 審査意見

各会計とも資金不足は生じておらず、健全な状態にあると認められる。